

目次

1 応募期間	1
2 応募の流れ	2
3 応募資格	5
4 応募内容（応募するデザインの要件）	5
5 応募上の注意点 【重要！】	6
6 「意匠提出書」の記入方法	8
7 創作したデザインの図面の作図方法や写真での表し方	11
8 「意匠提出書 ①概要書」の記載例	15
9 「意匠提出書 ②詳細書」の記載例	19
10 お問い合わせ先	23

1 応募期間

令和8年6月22日（月）～ 9月25日（金）

<応募締め切り>

- （1）Web 応募：令和8年9月25日（金）23：59まで（Web 応募フォーム上の「提出」ボタンを押して応募書類の提出が完了した時点で応募完了となります。）
- （2）オンラインストレージ応募：令和8年9月25日（金）23：59まで（運営事務局へアップロード完了報告を行った時点で応募完了となります。）
- （3）郵送応募：令和8年9月25日（金）消印有効

2 応募の流れ

<応募要件等の確認>

まずは、この手引きの「3 応募資格」、「4 応募内容（応募するデザインの要件）」及び「5 応募上の注意点」を確認しましょう。

<応募書類の準備>

- ① 以下のコンテスト特設サイトから「意匠提出書」をダウンロードしましょう。

【パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト特設サイト】

<https://www.inpit.go.jp/patecon/index.html>



- ② この手引きの「6 「意匠提出書」の記入方法」、「7 創作したデザインの図面の作図方法や写真での表し方」、「8 「意匠提出書 ①概要書」の記載例」及び「9 「意匠提出書 ②詳細書」の記載例」を参考にして、ダウンロードした「意匠提出書」に、自身が考えたデザインについて必要事項を記入し、PDF 又は Microsoft® Word（拡張子.docx）形式で保存しましょう。（紙で作成した意匠提出書をスキャンする場合は、A4 サイズの PDF 形式で保存してください。また、スキャンする際、つぶれ、薄れ、裏写り、歪み、欠け等が生じないように、注意してください。）

応募書類の作成に当たっては、以下の動画も参考になりますのでご覧ください。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募に向けた解説動画

https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JoqiTZ2DWEYvYle40bqoaPNpipoT2h%2b5fe7wq9gAMsSMYHdTAB4v558vtBJ1rJk

- ③ 意匠提出書の「先行意匠調査の結果」欄に記載した先行意匠文献を、文献ごとに別ファイルとして、PDF ファイルで用意します。
（「J-PlatPat」の特許・実用新案公報は、「文献表示」画面の「文献単位 PDF」ボタンを押すと、PDF ファイルをダウンロードできます。意匠公報は、「文献表示」画面の「文献表示画面の表示形式」で「PDF 表示」を選択し、公報を右クリックすることで、PDF ファイルをダウンロードできます。）

<応募書類の提出>

応募書類の提出方法は、（1）Web 応募、（2）オンラインストレージ応募、（3）郵送応募があります。

メールやファクシミリ等による提出、実物見本・ひな形の提出は受け付けておりません。

（1）Web 応募（推奨）

- ① コンテスト特設ページの Web 応募フォームにアクセスし、メールアドレスを用いてアカ

ントを作成してください。

※登録したメールアドレスは、コンテストに関する連絡に使用しますので、確実に連絡が取れるメールアドレスをご登録ください。学校の授業等で取り込まれる場合は、可能な限り、担当教職員の連絡先をご登録ください。

- ② Web 応募フォームにログインして、必要事項を回答した上で、作成した「意匠提出書」及び「先行意匠文献」のファイルを、提出してください。（「書誌事項入力フォーム」のダウンロード・記入は不要です。）

Web 応募フォーム上の「提出」ボタンを押して応募書類の提出が完了した時点で応募完了となります。応募締め切りは、令和 8 年 9 月 25 日（金）23：59 です。応募書類提出時に自動送信される確認メールが届かない場合は、迷惑メールをご確認の上、コンテスト運営事務局までお問い合わせください。

※応募締め切り日当日はアクセスが集中し、システムが正常に動作しない可能性があります。スムーズに応募できるよう、できるだけ前日までの提出をお願いします。

以下に示す応募方法は、Web 応募が困難な場合のみご確認ください。

※Web 応募よりも時間を要する場合がありますため、余裕をもって提出準備を行ってください。

(2) オンラインストレージ応募（Web 応募が困難な場合のみ）

※アップロードリンクの発行には時間を要する場合があります。締め切りに間に合わなかった場合、事務局では責任を負いかねますので、余裕をもって事前にご連絡ください。

- ① ホームページから「書誌事項入力フォーム」をダウンロードしましょう。
- ② 「書誌事項入力フォーム」に必要事項を入力し、Microsoft® Excel（拡張子.xlsx）形式で保存します。
- ③ 下記コンテスト運営事務局へ連絡し、オンラインストレージのアップロードリンクを取得してください。

【運営事務局連絡先】

株式会社ステージ 内

令和 8 年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局

E-mail: patentcontest2026@stage.ac

TEL: 03-5966-5784

- ④ コンテスト運営事務局からお知らせしたアップロードリンク先に、「意匠提出書」、「先行意匠文献」及び「書誌事項入力フォーム」のファイルをアップロードしてください。
- ⑤ アップロード完了後、電子メールにて、コンテスト運営事務局にアップロード完了報告の連絡をしてください。アップロード完了報告を行った時点で応募完了となります。応募締め切りは、令和 8 年 9 月 25 日（金）23：59 です。
- ⑥ 応募書類の受領後、コンテスト運営事務局による形式チェックを行った上で、受領のご

連絡とともに、受付番号のご案内をします。アップロード完了報告後、10日以上経過しても連絡がない場合はコンテスト運営事務局までお問い合わせください。

(3) 郵送応募（Web 応募・オンラインストレージ応募が困難な場合のみ）

- ① ホームページから「書誌事項入力フォーム」をダウンロードしましょう。
- ② 「書誌事項入力フォーム」に必要事項を入力し、Microsoft® Excel（拡張子.xlsx）形式で保存します。
- ③ 作成した「意匠提出書」、「先行意匠文献」及び「書誌事項入力フォーム」を、CD 又は DVD に記録して、下記コンテスト運営事務局宛にご提出ください（令和8年9月25日（金）消印有効）。「意匠提出書」及び「先行意匠文献」については、紙媒体でも受け付けます。

【応募書類の提出先】

株式会社ステージ 内

令和8年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局

〒108-0022 東京都港区海岸 3-5-1

TEL: 03-5966-5784

E-mail: patentcontest2026@stage.ac

- ④ 応募書類の受領後、事務局による形式チェックを行った上で、登録いただいたメールアドレス宛に受領のご連絡をします。応募書類の送付後、10日以上経過しても連絡がない場合はコンテスト運営事務局までお問い合わせください。

3 応募資格

以下の要件<その1>及び<その2>を満たす必要があります。

<その1>

応募者全員が、日本国内の学校及び大学に在籍する以下のいずれかに該当する生徒、学生等であること。ただし、学士相当の学位を授与された者でないこと。また、社会人経験を有しないこと。

応募資格	
高校生	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部に在籍する生徒
高等専門学校生	高等専門学校に在籍する学生
大学生	大学又は短期大学に在籍する学生（修士課程又は博士課程に在籍する者を除く）
専修学校生	専修学校に在籍する生徒
大学校生	法令で設置が定められた大学校に在籍する者（在籍することによって給与等を受けている者を除く）

<その2>

応募者が、以下の学習のいずれかを行っていること。なお、応募者が過去に行った学習も含まれます。

応募資格	内容
意匠権セミナーの受講	<p>学校内にて、独自に意匠権セミナーを開催する場合には、弁理士を講師として無料で派遣することも可能ですので、ご希望の場合には以下までお問い合わせください。Zoom等を利用したオンラインセミナーも可能です。（必ずしもご希望にお応えできないこともございますので、ご承知おきください。）</p> <p>【意匠権セミナー開催に関するお問合せ先】 下記、日本弁理士会 HP よりお問い合わせください。 https://www.jpaa.or.jp/activity/teaching/patent-contest/</p>
映像コンテンツ等の視聴	<p>以下の①又は②のいずれかを視聴してください</p> <p>① 映像コンテンツ「意匠権 ものづくりの強い味方」の視聴 https://www.jpo.go.jp/toppage/movie/isho-syukai_video/index.html</p> <p>② IP ePlat「意匠登録制度の概要」の視聴 https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/ （上記ページにある「全てのコースはこちら！」をクリックし、「意匠・商標」を選択した後のページに当該コースが表示されます。当該コースの視聴にあたり、ユーザ登録やログインをする必要はありません。）</p>

4 応募内容（応募するデザインの要件）

(1) 「意匠法に定める意匠」であること。

注 1：商品の配列などの物品自体の形状ではないものや、花火などのように一定の形状を有しないもの等は「意匠法に定める意匠」に該当しません。¹

注 2：画像、建築物、内装のデザインは、本コンテストの対象外です。

注 3：関連意匠、部分意匠又は組物の意匠²として意匠登録出願を行う必要が生じるデザインは、本コンテストの対象外です。

(2) 応募者の創作であること（他人のデザインではないこと）。

(3) 公に発表されていないこと。

※「公に発表」とは、学外でのプレゼン、他のコンテストでの受賞に伴う発表、HP や SNS への掲載、取材によるメディアへの掲載、など、不特定多数の人を対象とした発表を指します。学内発表や、他コンテストへの応募は「公に発表」に該当しません。

(4) 本コンテストとは無関係に既に意匠登録出願等を行ったものでないこと。

5 応募上の注意点 【重要！】

・ **デザインパテントコンテストへの応募は1人1件とします。**

(パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト両方への応募は可能です。ただし、受賞はパテント・デザインいずれかの一部門のみの受賞となります。)

・ 応募後も、選考結果発表（受賞者については出願完了）までは、応募作品の内容を公表しないことを強く推奨します。せっかく受賞して出願支援対象となっても、出願前に応募作品の内容が公表されていると、意匠権の取得に支障をきたすおそれがあるためです。

・ 応募後にやむを得ず作品内容を公表した場合は、「いつ」、「どこで」、「どのような形で」、公表したかについて把握し、受賞後は出願支援を担当する弁理士に必ず相談してください。

・ 本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に意匠登録出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。

・ 図面を作成する場合には、定規・コンパス・製図用ソフトウェアを用いるなど、各図の整合性がある正確な図面を記載するようにしてください。各図の整合性がない不正確な図面による応募は本コンテストの選考対象外となりますのでご注意ください。（例：フリーハンドで記載したことにより各図の整合性がない図面、AIにより生成した画像をそのまま用いたことにより各図の整合性がない図面）

・ 1件の応募書類には、一つのデザインのみを記載してください。

・ 複数の者が協力して創作したデザインを応募する場合は、**真の創作者（デザインの創作に実質的に関与した者。一般的なアドバイスや指導をした教職員等は創作者に含まれません。）**を全員記載してください。また、複数人（複数の創作者）での応募の場合、担当教職員に意匠登録出願に関する法定代理人（親権者）の同意を人数分とりまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。応募後の創作者の追加はできません。

¹ 以下の資料の[2]を御参照ください。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2024_nyumon/1_2_3.pdf

² 以下の資料の[4]を御参照ください。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2024_nyumon/1_2_3.pdf

- ・応募資格を有しない者と協力して創作したデザインの応募は認められません。
- ・高等専門学校生、大学生、専修学校生、大学校生は、研究活動等に関連するデザインを応募する場合、ご自身の学校における発明等に関する取扱いの規定等を事前に確認するとともに、本コンテストに応募することを指導教員等と相談してください。
- ・応募書類に記入いただいた事項等について、運営事務局から応募者に確認をさせていただく場合がございます。
- ・応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・応募の際はデザインパテントコンテスト用の様式で提出してください。毎年誤ってパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。

6 「意匠提出書」の記入方法

デザインパテントコンテストへの応募には、「意匠提出書」「先行意匠文献」が必要です。「意匠提出書」は、①概要書と②詳細書（図面、写真を含む）で構成されます。

① 「概要書」の記載項目

1) デザインの説明

創作したデザインの内容を簡単に説明してください。

説明する内容は、「どのようなものか」、「どのように使うのか」、「創作したデザインのポイントや特徴点は何か」、「創作するにあたり参考にしたものは何か」を簡単に説明します。

2) 創作したものの全体が分かる図面

創作したデザインの物品の全体形状が分かり、使い方が分かる使用状態を表す図面を記載してください。実際に見本や試作品などを作った場合は、写真でも構いません。複数の図面や写真を提出しても構いません。

また、「i) デザインの説明」の記述では表せないことなどを、引き出し線を用いて図面や写真に説明を記述しても構いません。

電子データで提出する場合、Microsoft® Word 以外のソフトウェアを用いた図面や写真を貼り付けても構いませんが、Microsoft® Word のみでも表示が可能なデータとしてください。

3) 先行意匠調査について

本コンテストに応募するに当たって、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) 等を使用して、先行意匠調査を行い、その手段・方法、調査範囲、結果について記載してください。

検索の際には、例えば、創作したデザインの物品に対応する日本意匠分類³やキーワードにより、調査対象文献を絞り込む等の工夫をしながら、関連する先行意匠文献を調べてみましょう。

「iii) 先行意匠調査について」には、先行意匠の調査の手段・方法、具体的な検索条件（日本意匠分類、対象期間、検索式等）や検索結果（ヒット件数、目視調査を行った件数等）を記載してください。また、調査を行った中で、創作したデザインに最も近いと思った先行意匠の文献情報（意匠登録番号、図面、簡単な説明等）について記載してください。

4) 課題発見の経緯等について ※特許庁長官賞⁴への応募希望者のみ

応募したデザインを思いついたきっかけなどに関連して、以下の点について記載してください。

- ・ 課題を発見した経緯（自身の体験など）やその着眼点（解決したい課題を発見するために何に注目したかなど）
- ・ 課題解決の検討のために行った取組（課題を解決するための機能的なデザインや、独創的なデザインを取り入れるなど）
- ・ 着目した課題と社会や身の回りの課題（SDGs、環境問題、地域・学校特有の課題等）との関連性

³ 日本意匠分類

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyoun_bunrui/index.html

⁴ 令和4年度から、特許庁長官賞は、コンテストに応募された作品のうち、①課題発見にいたる経緯やその着眼点及び課題の解決に向けた取組、②意匠の社会への普及に向けた取組について、特に優れたものに対して授与するものとなりました。

5)社会への普及に向けた取組について ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

今回応募するデザインの社会への普及に向けた取組として、以下の点について記載してください。

- ・ 商品化に向けた工夫
- ・ 先行意匠と比較して優れている点

② 「詳細書」(1ページ目)の記載項目

【書類名】

書類の名称は「デザインパテントコンテスト応募願」となります。

【提出日】

デザインパテントコンテスト事務局に提出する年月日又は郵便局に差し出す年月日をなるべく記載します。

【あて先】

「パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト事務局 宛」と記載します。

【意匠に係る物品】

意匠に係る物品の欄には、その意匠がどのような物品に係るものであるかを、例えば「机」や「椅子」などのように記載してください。

※【意匠に係る物品】の欄の記載の具体例は、特許庁ホームページから検索できます。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠法施行規則別表、意匠に係る物品等の例(旧意匠法施行規則別表第一・別表第二)>意匠に係る物品等の例)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/h23_zumen_guideline/appendix_01.pdf

【意匠の創作をした者】

創作をした個人の【住所又は居所】および【氏名】をもって表示します。また、創作者が複数いるときは、全員の【住所又は居所】および【氏名】を記載してください。

【住所又は居所】

住所は、住民票などのとおり、○県○市(○郡)○町(○村大字○字○)○丁目○番○号のように記載します。【住所又は居所】として学校の所在地を記載する場合は、事前に学校の許可を得た上で、最後に○○学校内との記載を追加して下さい。

【氏名】

氏名には戸籍上の氏名(本名)を正確に記載します。

【デザインパテントコンテスト応募者】

デザインパテントコンテストで選考されると意匠登録出願の支援対象となりますが、この【デザインパテントコンテスト応募者】は、出願する際の出願人、意匠登録になった際の権利者になる者の【住所又は居所】および【氏名】を記載します。本コンテストにおいては、原則【意匠の創作をした者】と同一の者を記載してください。なお、応募者が複数いるときは、全員の【氏名】等を記載してください。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願(通常・部分・関連・秘

密)」 p.23)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-01.pdf 【意匠の創作をした者】参照

【住所又は居所】と【氏名】

氏名等は、【意匠の創作をした者】の欄と同様に記載します。

【提出物件の目録】

願書に添付して提出する書類の名称と部数を【物件名】の後に記載します。「図面」が複数ページであっても部数は 1 となります。図面に代えて、写真を提出するときは、例えば「図面」の語を「写真」のように置き換えて記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」 p.25)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-01.pdf 【提出物件の目録】参照

【意匠に係る物品の説明】

創作したデザインの使用目的、使い方、機能など、創作したデザインの物品がどのようなものか理解できるような説明を記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」 p.26)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-01.pdf 【意匠に係る物品の説明】参照

【意匠の説明】

その物品の材質や大きさが理解できない場合、手が動くおもちゃのように物品が機能に基づいて変形する場合、透明な部分を有する場合など、物品名や図面などを見ても意匠がよく分からないときには、意匠の理解を助けることができるような説明を記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」 p.26)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-01.pdf 【意匠の説明】参照

③ 「詳細書」（2ページ目以降）の記載項目

【書類名】

書類名には、創作したデザインを図面で表すのか、写真で表すのかなどを記載します。（【提出物件の目録】で記載した物件に該当します。）

その下に図面、写真のいずれの場合も、創作したデザインを正投影図法などにより、表します。その際には個々の図面や写真がどの面から見たものであるかを、正面図、背面図、左側側面、右側側面、平面図、底面図などのように記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」 p.27)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-01.pdf

電子データで提出する場合、Microsoft® Word 以外のソフトウェアを用いた図面や写真を貼り付けても構いませんが、Microsoft® Word のみでも表示が可能なデータとしてください。

7 創作したデザインの図面の作図方法や写真での表し方

＜紙媒体により図面で応募する場合＞

※紙を用いない場合も以下に準じて作図等を行ってください。

図面を作成する場合には、定規・コンパス・製図用ソフトウェアを用いるなど、各図の整合性がある正確な図面を記載するようにしてください。

各図の整合性がない不正確な図面による応募は本コンテストの選考対象外です。

i) 図面を記載する用紙について

図面の用紙は、日本工業規格 A 列 4 番（横 21cm、縦 29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス（白色のもの）、白色画用紙、白色上質紙又は印画紙を縦長にしています。余白は少なくとも用紙の左に 2cm をとります。

ii) 図面の記載方法

図面は、濃墨、黒色インキ又は変色しにくい絵の具で鮮明に描きます。鉛筆、カラーインキ、クレヨンなどは使用できません。

線の太さは、実線および破線は約 0.4 mm（切断面を表す平行斜線は約 0.2mm）、鎖線は約 0.2 mmとし⁵、図は、横 150mm、縦 113 mmを超えて記載してはなりません。

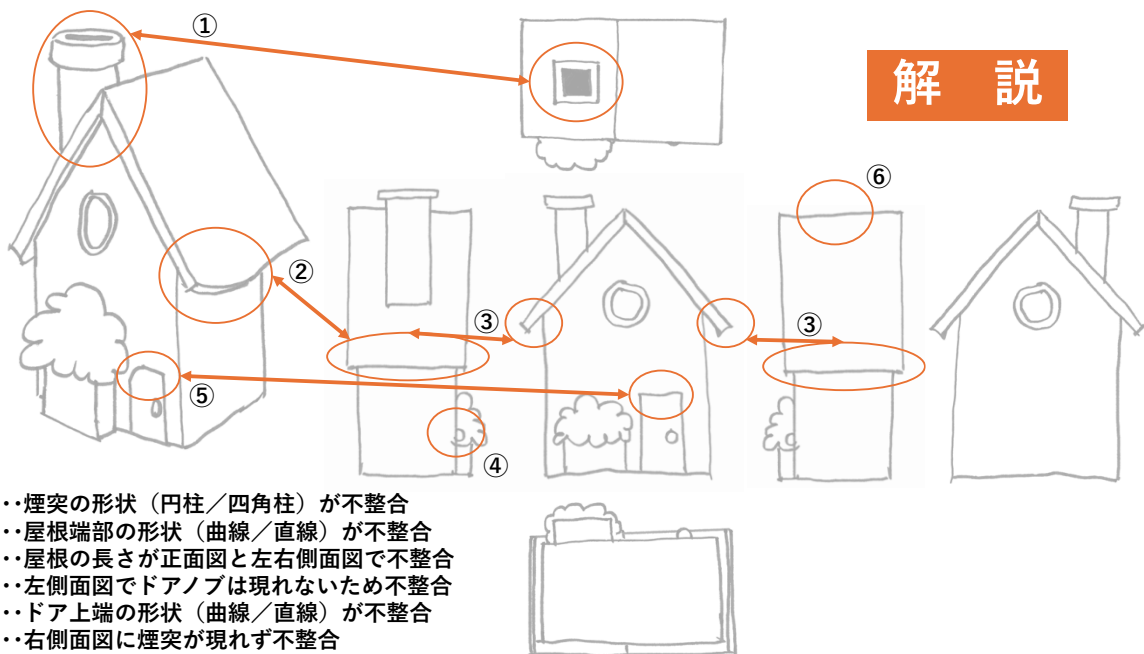
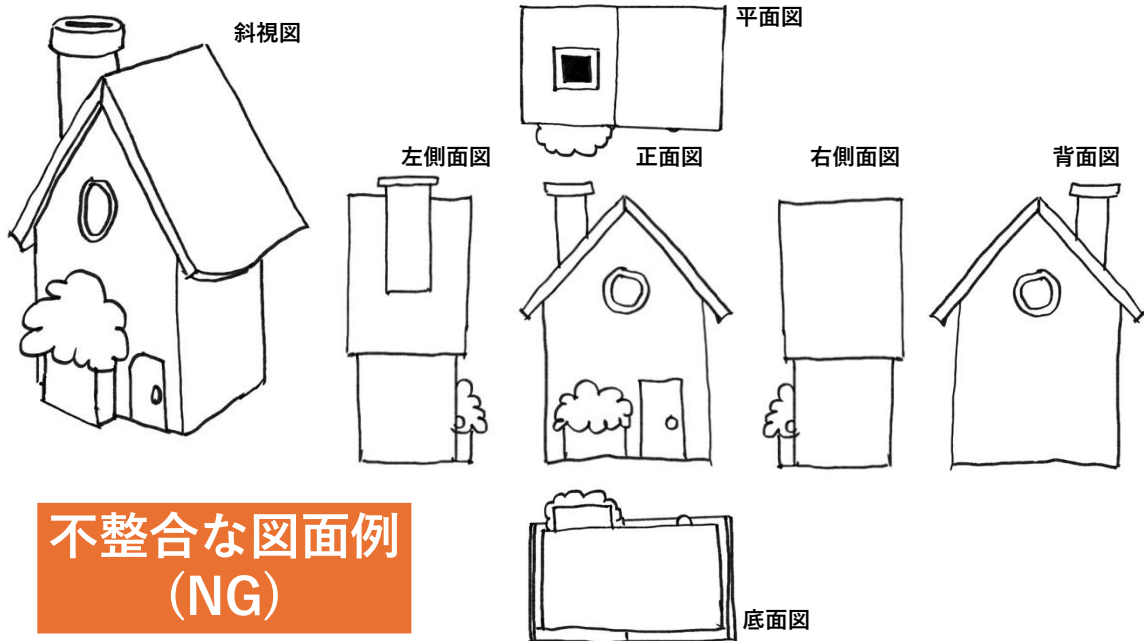
図形の中には中心線、基線、指示線、符号、文字その他意匠を構成しない線を記入しないでください。

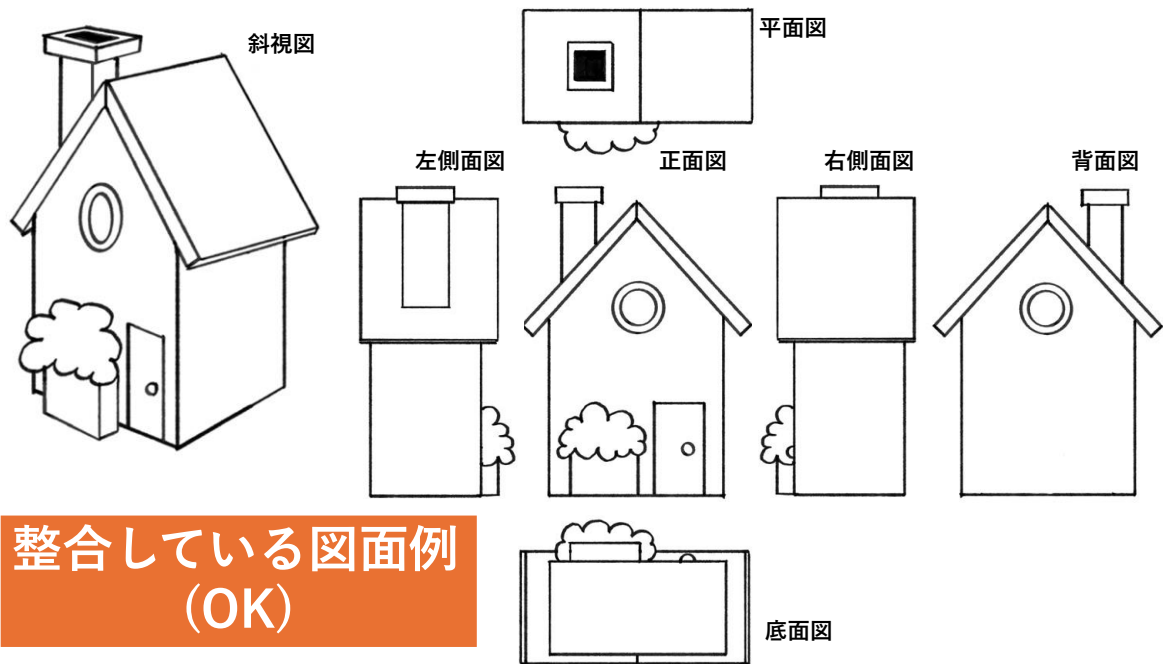
立体表面の形状を特定するための陰を表す線や点などを記載する場合は、その旨を【意匠の説明】の欄に記載する必要があります。

立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図および底面図をもって一組として記載します。ただし、次の場合には、【意匠の説明】の欄にその旨を記載すれば、図の省略が可能です。

⁵ これらの線の太さは、目安です。線の太さが太すぎたり細すぎたりすると、意匠の形状等を把握できなくなり、選考を行えなくなる場合があるのでご注意ください。

<図面の整合性:OK例・NG例>





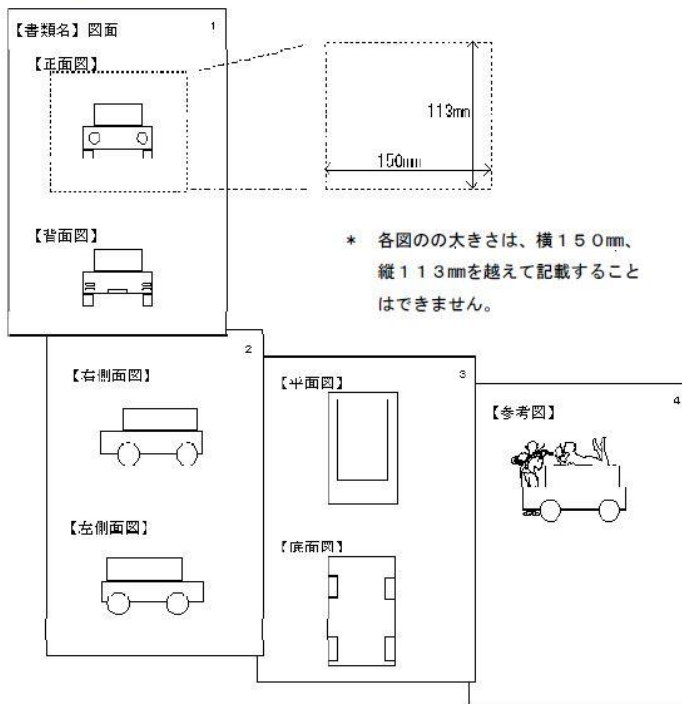
<図の省略例>

- 正面図と背面図が同一又は対称の場合 → 背面図
- 左側面図と右側面図が同一又は対称の場合 → 一方の側面図
- 平面図と底面図が同一又は対称の場合 → 底面図

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠
>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部 出願手続 4.図面)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-04.pdf

(基本的な作成例)



<写真等で応募する場合>

図面に代えて写真で応募することができます。

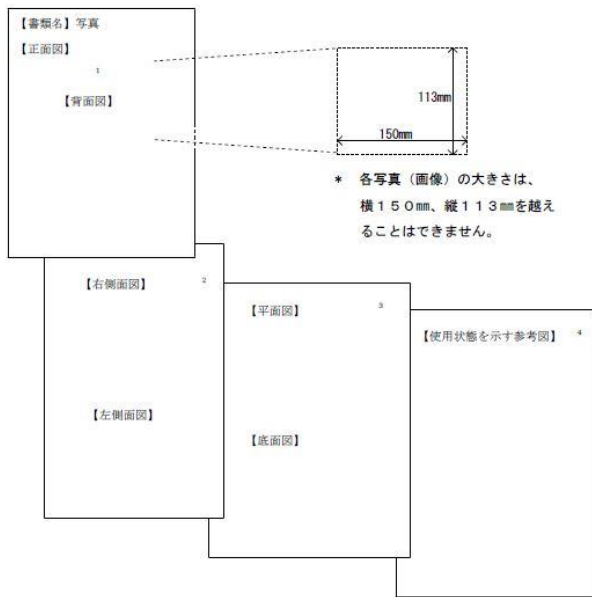
この場合は意匠法施行規則の様式第7に従い、背景に他のものが入らない写真を用紙に貼り付けます。

写真の大きさは横 150mm 縦 113mm 以下にして、A4 サイズの用紙に貼り付けます。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン> 意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部 出願手続> 5.写真 参照)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-05.pdf

(基本的な作成例)



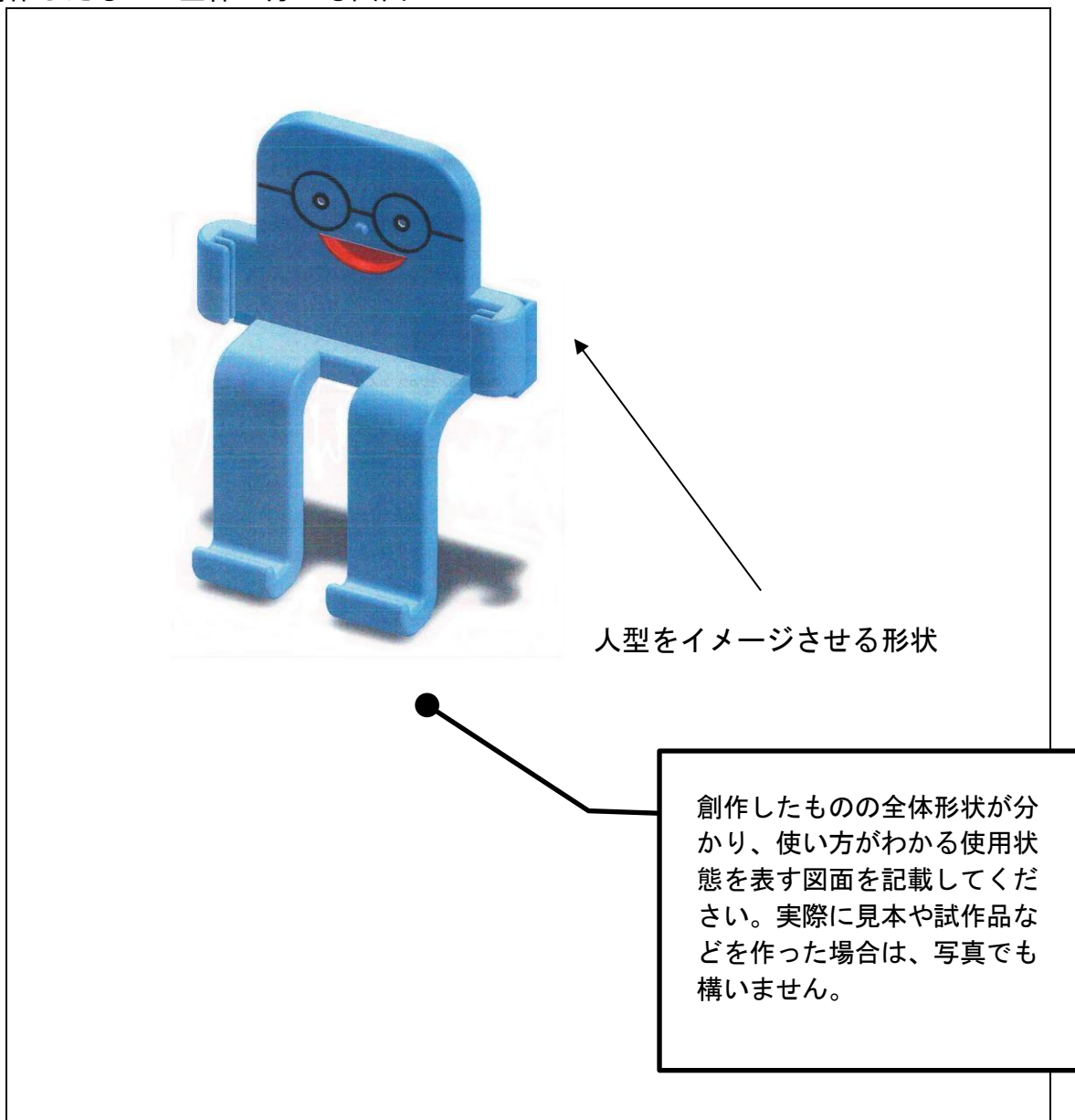
8 「意匠提出書 ①概要書」の記載例

1) デザインの説明

- ・ 小人型のカード立てが付いたフックである。
- ・ 足がフックになっている。
- ・ カード立ては、体の前側に設けられており、両手はカードを掴むことができるようになっている。
- ・ カード立ては、カードキーを置くことができ、メッセージカード立てとしても使用できる。
- ・ 背中の部分には、収納スペースを設けている。
- ・ お尻の部分に粘着シールやマグネットシールを貼ることで、様々なところに座らせることができる。

「どのようなものか」、「どのように使うのか」、「創作したデザインのポイントや特徴点は何か」、「創作するにあたり参考にしたものは何か」を簡単に説明してください。

2) 創作したものの全体が分かる図面



3) 先行意匠調査について

先行意匠調査には、インピット（INPIT、工業所有権情報・研修館）がインターネット上に無料で提供している J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）の意匠検索を使うと良いでしょう。
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

J-PlatPat の基本的な使い方については、特許情報プラットフォームマニュアルを参考にしてください。J-PlatPat トップページ「マニュアルダウンロード」をクリックすると、特許情報プラットフォームマニュアルを閲覧する画面が開きます。

調査を行った中で、応募作品に最も近いと思った先行意匠（意匠登録番号、図面、簡単な説明等）について下記の例を参考に記載してください。

<p>先行意匠調査の手段・方法</p>	<p>特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) での日本意匠分類・Dターム検索</p>
<p>先行意匠調査の範囲 (意匠分類、対象期間、検索式、ヒット件数など)</p>	<p>検索式: D620D □□件 F27241+F27242 □□件 ○○○ □□件 期間: 20XX0101~20XX0801</p>
<p>先行意匠調査の結果</p>	<p>ヒットした××件の内容を確認した。 近い意匠には以下のものがあったが、○○○○ ○○○○○○○○の点で相違している。</p> <p>意匠登録 8888888 意匠登録 9999999</p>

本コンテストに応募するに当たって特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) 等を使用して行った先行意匠調査について、その手段・方法、調査範囲、結果について記載してください。

4) 課題発見の経緯等 (※特許庁長官賞への応募希望者のみ)

「1) デザインの説明」と関連させて、課題を発見した経緯やその着眼点、課題解決の検討のために行った取組 (課題を解決するための機能的なデザインや、独創的なデザインを取り入れる等) 及び着目した課題と社会や身の回りの課題との関連性 (着目した課題が社会や身の周りの問題解決にどのように関連・貢献するか、社会に広く受け入れられるデザインとなるよう工夫した点はあるか等) を説明してください。特に、デザインや形状に関連することを記載してください。

(記載例)

●課題を発見した経緯やその着眼点

以前から、玄関やリビングに置くフックやカード立てがあちこちにちらばっていることに不便さを感じており、カード立てとフックを一体化できれば、省スペースになって便利なのではないかと気づきました。家族からは、カード立てを倒してしまう、フックを落としてしまうなどのコメントがあったため、一体化するだけでなく安定性の高い形状にできないかと考えました。

●課題解決の検討のために行った取組

フックとカード立てを一体化するためにどのような形が適しているか考え、カード立ての下にフックがあればカードを立てるときに邪魔にならないのではないかと考えました。また、安定性の高い形状にするために床に接する面積を広くすることを思いつき、人型にして座らせれば外観もかわいらしくなるのではないかと気づきました。

そして、寸法を変えた試作品を3Dプリンタで複数作成し、フックに様々な小物をかけてみて、安定性が向上する最適な寸法を検証しました。その際に、フックを中央に1つだけ設けるより、フックを2つにして人が座っているときの足の形に似せたデザインにしたところ、安定性が向上しました。人が座っているようなデザインにすることで外観がかわいらしくなるだけでなく、機能性もよくなりました。

●着目した課題と社会や身の回りの課題との関連性

カード立てとフックが一体化することで省スペースになるだけでなく、日々使用する小物が一箇所にまとまることで取り出しやすく、忘れ物をしにくくなることが期待できます。さらに、安定性を高めた形状であるためにどのような人でも小物類を取り出しやすく、様々な人に快適に使ってもらうことができます。

社会には様々なハンディキャップをかかえた人たちがおり、私の弟は足を骨折して松葉杖を使っていましたが、しゃがんだり、立ったまま両手を使って作業したりすることが難しそうでした。私の作品は、足を怪我した人だけでなく、倒れたカード立てや落ちたフックを一人では元に戻すことが難しいハンディキャップを抱える人にも扱いやすく、日常生活で感じるストレスを軽減することが期待できます。また、人型にすることで、幅広い層に親しみや愛着を持ってもらえることも考えられます。

5) 社会への普及に向けた取組（※特許庁長官賞への応募希望者のみ）

今回応募する意匠の社会への普及に向けた取組として、商品化に向けた工夫及び先行意匠と比較して優れている点について記載してください。

（記載例）

●商品化に向けた工夫

大量生産ができるように、複数枚の板材を継ぎ合わせるのではなく、一枚のカットした板材を折り曲げて制作しています。このことにより、複雑な製造設備が不要になり、低コスト短期間で大量に生産できることが期待できます。また、カラフルに彩色することで、カラーバリエーションを広く展開し、様々な好みの人に広く訴求できる商品となることが考えられます。

●先行意匠と比較して優れている点

先行意匠として人形が腕を広げたような形のフックや、人形が抱え込むような形でスマートフォンを立てることができるスマートフォンスタンドがありますが、このデザインはフックとカード立ての二つの機能を有している点で優れています。

9 「意匠提出書 ②詳細書」の記載例

【書類名】 デザインパテントコンテスト応募願

【提出日】 令和8年〇〇月〇〇日

【あて先】 パテントコンテスト／デザインパテントコンテスト事務局 殿

【意匠に係る物品】 カード立て付フック

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-2

【氏名】 意匠一郎

【デザインパテントコンテスト応募者】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-2

【氏名】 意匠一郎

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

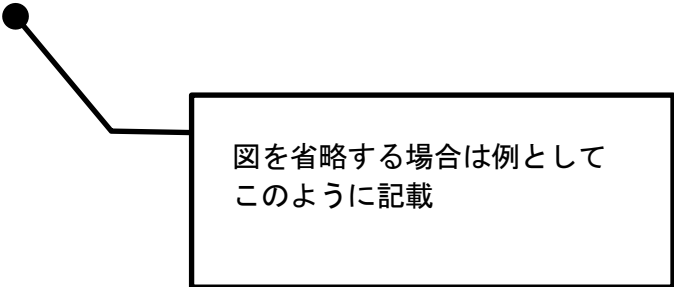
【意匠に係る物品の説明】

この物品はカード立てが付いたフックである。

【意匠の説明】

本物品は約〇〇cmの大きさです。

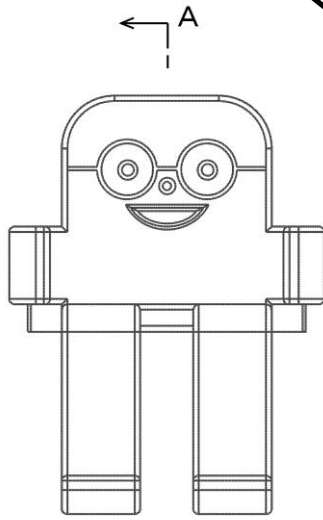
底面図は平面図と対称にあらわれるため省略する。



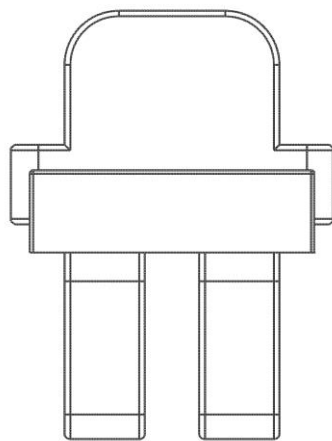
図を省略する場合は例として
このように記載

【書類名】 図面

【正面図】



【背面図】



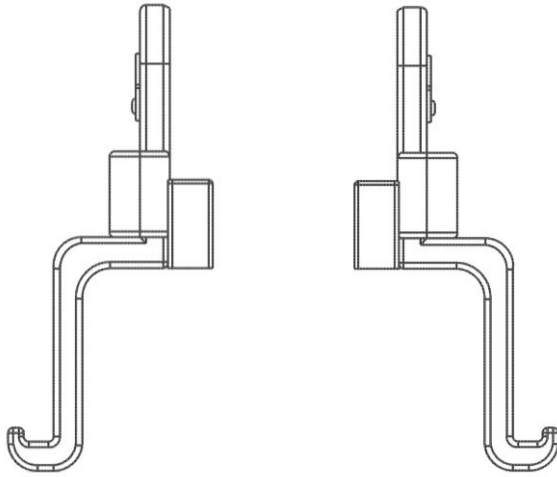
立体を表す図面は、原則、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図および底面図をもって一組として記載します。

図面を作成する場合には、定規・コンパス・製図用ソフトウェアを用いるなど、各図の整合性がある正確な図面を記載するようにしてください。各図の整合性がない不正確な図面による応募は本コンテストの選考対象外です。

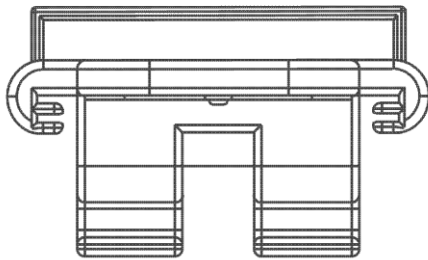
図面を正確に、きれいに作成していることも選考の際のポイントになります！

【左側面図】

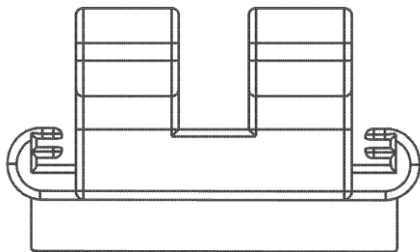
【右側面図】



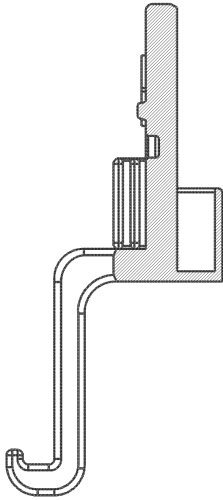
【平面図】



【底面図】



【A-A 線断面図】



この記載例は、以下の出典をもとに主催者が作成したものです。

(出典) 意匠登録第1597695号
平成28年度デザインパテントコンテスト
選考委員長特別賞受賞作品「キーフック」

10 お問い合わせ先

- ① パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局
INPIT（工業所有権情報・研修館） 知財人材部内
E-mail: jp-jz01@inpit.go.jp（アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・01）
TEL: 03-3581-1101 ex.3907
（大代表として特許庁につながりますが、内線3907で実行委員会事務局につながります）

- ② 令和8年度パテントコンテスト運営支援請負事業者
※コンテストの事務手続の一部分を請負事業者が行いますので、提出いただいた応募書類について、請負事業者からご連絡する場合があります。なお、当該応募書類については、実行委員会事務局より守秘義務を課した上で、請負事業者が取り扱います。

株式会社ステージ 内

令和8年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局
〒108-0022 東京都港区海岸 3-5-1

E-mail: patentcontest2026@stage.ac

TEL: 03-5966-5784